

## 2. 農業経営基盤強化準備金の制度の延長

農業経営基盤強化準備金制度については、拡充も縮減もなく、2年間の単純延長となりました。改正前においては、青色申告をする認定農業者である個人・農業生産法人又は特定農業法人が、平成25年3月31日までの期間内において担い手経営安定法による交付金等の交付を受けて積み立てた農業経営基盤強化準備金が損金算入されましたが、改正によって平成27年3月31日までに交付を受けた交付金等が制度の対象となりました。

対象交付金等には規模拡大交付金が含まれますが、規模拡大交付金には交付対象作物に制限がないため、酪農経営も規模拡大交付金を受領した場合には農業経営基盤強化準備金制度の対象となります。規模拡大交付金とは、農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農地の面積に応じて、2万円/10aを支払うものです。ただし、農地の受け手が人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられていれば面的集積要件を満たしたものととして規模拡大交付金が交付されます。

## 3. エネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度等の延長

エネルギー環境負荷低減推進設備等に対する即時償却制度について、対象資産に熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)を加えたうえでその適用期限が平成27年3月31日まで延長されました。また、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(環境関連投資促進税制)の対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外するなどの見直しを行ったうえで、その適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

## 4. 復興特別所得税

平成25年から平成49年までの確定申告について、所得税と併せて次の算式による復興特別所得税を申告・納税することになります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

なお、基準所得税額は、全ての所得に対する所得税額になります(非永住者以外の居住者の場合)。

## 5. 給与所得控除の縮減

平成25年分以後の給与所得控除について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に245万円の上限が設けられました。

## 6. 交際費課税の緩和

法人税のみに関する事項としては、交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、平成25年4月1日以後に開始する事業年度から定額控除限度額が800万円に引き上げられ、定額控除限度額までの金額が損金算入されることとなります。改正前は、定額限度額は600万円で、定額限度額までの交際費等の金額の10%が損金不算入でした。この改正の適用期限については、平成26年3月31日までの間に開始する事業年度までの1年間となっています。

## 7. 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度(注)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①から③までの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額の10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。

- ① 雇用者給与等支給増加額  $\geq$  基準雇用者給与等支給額  $\times$  5%
- ② 雇用者給与等支給額  $\geq$  比較雇用者給与等支給額
- ③ 平均給与等支給額  $\geq$  比較平均給与等支給額



## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第67回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

## 平成 25 年税制改正事項

税制改正事項の主なものとして、個人・法人に共通のものは1～3、個人のみのもは4・5、法人のみのもは6・7があります。

### 1. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

平成 25 年度税制改正で、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)が創設されました。この制度では、青色申告書を提出する農業者や中小企業者等が、農協などの「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の認定経営革新等支援機関」から経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて経営改善設備(器具備品または建物付属設備)の取得をした場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除のいずれかを選択できます。特別償却を選択した場合には、特別償却不足額を1年間繰り越すことができます。また、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業者等については、その取得価額の7%相当額の特別税額控除を選択することができます。この場合、特別税額控除額については当期(当年)の税額の20%相当額が限度となりますが、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

特例の対象となる経営改善設備は、新品で1台、または1基の取得価額が30万円以上の器具備品または取得価額が60万円以上の建物付属設備です。器具備品または建物付属設備であれば、構造・用途、細目について特に制限はありませんので、加工・販売施設だけでなく、農業生産に必要な施設も対象となります。たとえば、畜舎の扇風機や飼料タンク、米・野菜の貯蔵用冷蔵庫、ハウスのエアコ

ンや暖房機など、器具備品に該当するもので取得価額が30万円以上であれば対象となります。また、冷暖房機が冷暖房設備として建物付属設備に該当する場合にも取得価額が60万円以上であれば対象となります。一方、構築物、機械装置、車両運搬具等に該当するものは対象になりません。

この税制の適用対象となる設備は、農協等の「経営改善に関する指導及び助言を行う機関」の指導及び助言を受けて取得した経営改善設備に限られます。指導及び助言を受けた内容については、「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」として財務省令で定めるものを記載して交付することになっています。したがって、その書類に記載することができる内容であれば、農協等で示したアドバイスでも良いと考えられます。なお、『「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」のイメージ』が中小企業庁のホームページに掲載されています。

なお、機械装置については、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象となりませんが、中小企業等投資促進税制の対象となります。中小企業等投資促進税制とは、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除」(租税特別措置法10の3、42の6)とも呼ばれるもので、青色申告をする中小企業者が1台160万円以上の新品の機械装置など対象資産を取得した場合に取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の特別控除を認めたものです。